

パティオとその周辺の使用ルール

- 1 パティオは幼児から高齢者までの居住者が快適・安全に使用するために、次のルールを定めます。
- 2 パティオ利用者(子供、及び訪問した外部の者を含む)は、マンションの使用細則や本ルールを守り、且つ、器物を破損したり他の居住者に迷惑をかけた場合は、責任をもって当該住戸(子供の場合は保護者)が必要な対応や弁償を行うものとする。
また、パティオやその周辺で発生した事故(人身事故)は、当事者同士で解決するものとする。
- 3 パティオ周辺の通路、共用トイレ、共用玄関付近では次の行為を禁止します。
 - ①パティオ周辺の通路では一切の遊びや、自転車(一輪車含む)に乗って遊ぶこと
 - ②共用トイレで遊ぶこと
 - ③共用玄関付近で自動ドア、宅配ボックス、郵便ポストで遊ぶこと
 - ④住戸のチャイムを鳴らして遊ぶこと
 - ⑤パティオ周辺の通路でたむろすること
- 4 パティオ及びパティオ周辺では次の行為を禁止します。
 - ①野球ボールやサッカーなど硬いボールを使用すること
 - ②バットを使用すること
 - ③エアガンなどを使用すること
 - ④壁面や器具、植栽等にボールを当てること

特別駐車場について

南館中央の「消防空地」は、火災等が発生した時には消防署のはしご車が立ち入る場所ですが、特別駐車場として次の方法で使用することができるものとします。

区分	使用できる車両	使用できる時間
A	*各住戸が依頼した工事業者の車両	管理員の勤務時間内
B	*管理組合が依頼した工事業者等の車両 *管理組合が委託している業者の車両 *役所等、公共機関の車両	原則として管理員の勤務時間内 (非常時対応の場合を除く)
C	*集会室使用時の講師や説明者の車両	集会室の使用時間
D	*葬儀関係車両(親戚等を含む)	特に時間を定めない

区分	鍵の管理及び管理責任
A	*鍵は管理員に預ける
B	*鍵は管理員に預ける(非常時の対応の場合を除く)

C	*集会室使用申請者が管理責任とするむ
D	*該当する住戸が管理責任とする

- ◎ 使用場所が「消防空地」であることを理解し、特に「C」「D」の区分の利用者は、災害発生時には直ちに車両を移動することを利用条件とする。
- ◎ 消防空地以外のゴミ置場入口の場所も同様の区分で利用することができる。
- ◎ 工事業者車両は、管理員から「特別許可証」を受取り車のフロントに提示すること。
- ◎ 「C」「D」区分の利用者は、管理員の勤務時間内に「特別許可証」を受取り車のフロントに提示すること。
- ◎ 消防空地は1階の住戸に面しているためエンジンは短時間起動し、ディーゼル車などは建物に前向きに置き、迷惑のかからないように注意して利用すること。

駐車場の継続契約について

住戸を譲渡及び貸与した場合は、管理規約第15条第3項の定めにより自動的に解約になり管理組合の管理となるが、次に該当する場合は購入者又は貸与を受けた者は引き続き譲渡者が契約していた場所を継続して契約することができる。

- 1 一切の管理費等の滞納がないこと
- 2 貸与、又は譲渡の仲介や広報などを行う前に、所定の用紙に必要事項を記入し管理組合に届けていること。
- 3 保証金は譲渡者と購入者との間で相殺し、管理組合からは返還せず購入者の補償金として取り扱うこと。
- 4 引っ越し前に譲渡者の「譲渡通知書」、購入者の「管理規約等継承届」を譲渡者の責任で管理組合に提出すること。

駐車場使用について

- ◎ 駐車場内の走行は、時速10Km以下とする。
- ◎ 駐車場内に入場できる車両は次の通りとする。
 - 1 駐車場を契約している車両(敷地北側の光商事との契約者利用含む)
 - 2 契約している駐車場に短期間駐車する他の車両(知人等の車、代車等)
 - 3 ガス会社、ゴミ収集車、その他構内を保守管理する企業の車両
 - 4 官公庁、及び冠婚葬祭、引っ越し、納品等の車両
 - 5 その他、管理組合、管理員が認めた車両